

経営分野

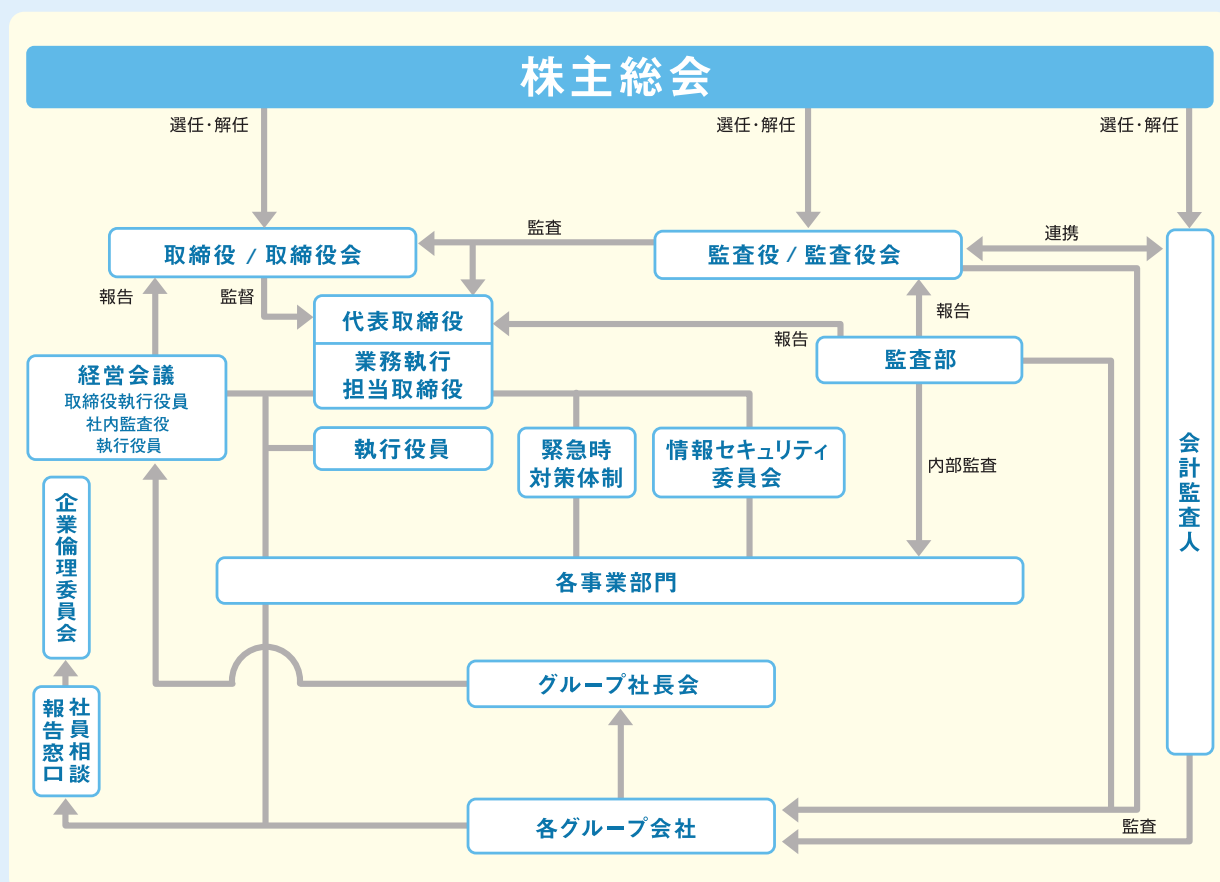
エネルギーの安定的かつ安全な供給、継続的な企業価値の向上をめざし、事業基盤の強化を図るとともに、経営の健全性・透明性の確保に努めてまいります。

広島ガスグループの経営体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

健全で透明な企業経営を行い、お客さま・地域社会・株主の皆さまの信頼にお応えします

コーポレート・ガバナンス(企業統治)とは、企業がその目的に照らして適切に経営されるよう社内外から監視する制度を意味しています。当社は、「お客さま、地域社会、株主の皆さまの信頼に応える行動を通じて、選択される企業をめざす」という経営方針のもと、継続的な企業価値の向上を図るべく、経営の健全性・透明性の確保に向けた実効性あるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。





当社は、地域の皆さまにエネルギーを安定的かつ安全にお届けし、安心して安全にお使いいただくという、公益性の高い事業を行っています。

この事業の確実な遂行こそが大きな「社会的責任」であるとの考えのもと、エネルギーの安定・安全供給に資する取り組みを展開するとともに、「お客さま」、「地域社会」、「株主の皆さま」を始めとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼され、選択され続ける企業をめざしています。

内部統制

内部統制制度における各経営組織の役割

取締役会

内部統制の内容を決定し、業務執行を行う取締役による内部統制の執行状況を監督します。内部統制の内容については、絶えざる見直しが必要であり、担当取締役、監査部および監査役からの報告をふまえながら、取締役会は内部統制の内容改善を必要に応じて決定します。

代表取締役

取締役会によって決定された内部統制を遂行し、その機能を維持する責任は、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役にあります。代表取締役は、監査部、監査役その他の取締役ないし執行役員の意見を聴取した上で、内部統制組織の改善を取締役に提案します。

監査役会

監査役会は、取締役会による内部統制の内容決定および、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役による内部統制の維持・遂行を監査します。

監査役会は、監査部および会計監査人から内部統制の状況について報告を受け、改善が求められる内部統制上の欠陥について代表取締役または取締役に報告します。

会社の経営組織の構造

- ・ 執行役員制度
執行の迅速化および経営と執行との分離を図るため、2004年4月より執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役および執行役員の任期
取締役および執行役員の任期については、各事業年度の責任を明確にするため、1年としています。
- ・ 取締役会の構成
取締役会は、意思決定過程の健全性、透明性を高めるため社外取締役4名を含む12名から構成されており、業務執行を行う取締役および執行役員で構成する経営会議で審議された事項の報告・説明を受け、意思決定を行っています。
- ・ 監査役会の構成
監査役会は、監査の独立性を強化するため社外監査役2名を含む4名から構成されており、社長の直轄部門である監査部および会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じ協議を行い、業務執行の適法性を監査しています。

リスク管理および法令遵守のためのシステム

各種のリスクを管理し、使用人の職務執行の適法性を確保するため、次のような体制を整備しています。

- 自然災害等に対する対応
 ガス供給の安定性・安全性を阻害するような大規模な自然災害等によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に従い、災害・事故発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図っています。
- 記録の管理
 取締役会その他の取締役の職務の執行にかかる情報については、議事録、稟議書および契約書等を、その保存媒体に応じ規程等に則り、十分な注意をもって保存・管理しています。
- 財務報告の適正確保
 経理規程その他の社内規程を整備し、会計基準その他関連諸法令の遵守を徹底するとともに、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めることによりその適正を確保しています。
- 企業グループの業務の適正確保
 主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握するとともに、定期的開催されるグループ社長会からも主要な事項について報告を受けています。またグループ各社に対し、監査役および監査部による定期的な業務監査ならびに会計監査人による財務状況に関する監査を実施し、重要情報の報告を受け、これらの情報を通じて取締役会は、当社グループの経営方針の審議・策定を行っています。
- コンプライアンス(法令遵守)体制 P.14
- 情報システムのセキュリティ確保 P.14

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

内部監査部門として、社長直属の監査部(4名)を設置しています。監査部は年間監査計画等に基づき、業務活動が法令、内部規程等に則り適性かつ効率的に実施されているか監査し、その結果を社長および監査役に報告するとともに、社内組織に助言・勧告を行っています。

また、監査役、会計監査人および監査部は、監査方針および監査報告等について定期的に会合を持ち、意見交換等を行うことにより、相互の連携を高めています。

「内部統制報告制度」への対応

当社は、金融商品取引法に基づき2008年度から適用される「内部統制報告制度」に対応するために、2007年1月にプロジェクトチームを設置。2008年3月に同制度の開始に向けて、財務報告にかかる内部統制の構築を進めてきました。引き続き、内部統制の充実にに向けて取り組んでいきます。